

第437回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和5年3月22日(水)
- 2 開催年月日 令和5年4月25日(火) 午後1時45分から午後2時30分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階大会議室
- 4 出席者

委員(12名)

大井誠治会長、菅野信弘委員、渡部容子委員、熊谷正樹委員、八木橋美紀委員、砂田光保委員、小川原泉委員、亙理榮好委員、平井俊朗委員、三田地和彦委員、湊謙委員、梶健一郎委員

[欠席3名：金澤秀男委員、藏徳平委員、斎藤千加子委員]

岩手県

太田漁業調整課長、平嶋特命課長、遠藤主任主査、藤原主任主査、堀越主任主査、荒木主任主査、高梨主任、筒井沿岸広域振興局水産部長、志田宮古水産振興センター所長、阿部大船渡水産振興センター所長、工藤県北広域振興局水産部長、神水産技術センター所長、横澤漁業取締事務所長

事務局

前川事務局長、大野事務局次長、加賀主任主査

傍聴者

なし

報道関係者

なし

5 委員会の議事

第1号議案 海区漁場計画の案について(答申)

第2号議案 岩手県資源管理方針の変更について(諮問)

第3号議案 知事許可漁業の制限措置等について(諮問)

6 委員会の経過

前川事務局長

それでは、定刻になりましたので会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

大井会長

ただ今から、第437回岩手海区漁業調整委員会を開催をいたします。開催に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しいところ御出席をいただき、ありがとうございます。また、県からは、関係職員に出席をいただき、御苦勞様でございます。

さて、本日、審議いただく議案でございますが、海区漁場計画の案に関する答申1件と県からの諮問2件を予定しております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、開会に当たっての御挨拶といたします。

前川事務局長

ありがとうございました。

次に、本日は令和5年度に入りまして最初の委員会となりますので、議事に入ります前に、本年4月1日付けで人事異動となった職員の紹介をさせていただきます。異動者名簿は、会議次第の次でございますので、御覧願います。

最初に、知事部局職員につきまして、太田漁業調整課長から紹介をお願いします。

太田漁業調整課長

それでは、この度の定期人事異動で異動がありました職員につきまして、お手元の名簿にて御紹介いたします。

(名簿により紹介)

以上でございます。

前川事務局長

ありがとうございました。

続きまして、海区漁業調整委員会事務局の職員について、私から紹介いたします。

(名簿により紹介)

異動職員の紹介につきましては、以上でございます。

前川事務局長

それでは、これからの議事進行につきましては、会長をお願いいたします。

大井会長

それでは、議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。金澤委員と斎藤委員の2名が欠席でございます。また、藏委員が遅れておりますが、12名の委員が出席しておりますので、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員についてであります。岩手海区漁業調整委員会会議規程第8条第2項の規定に基づき、私から指名させていただきます。議事録署名委員として、小川原委員と菅野委員のお二人をお願いをいたします。よろしくをお願いをいたします。

大井会長

それでは、第1号議案でございます。「海区漁場計画の案について(答申)」を上程します。事務局から説明をお願いいたします。

前川事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、以降、着座での説明とさせていただきます。

第1号議案「海区漁場計画の案について(答申)」。要旨、岩手県知事から、漁業法(昭和24年法律第267号)第64条第4項の規定により諮問のありました海区漁場計画の案につ

いて、当委員会の意見を述べようとするものでございます。

表紙をめくっていただき、1ページに漁業権が免許されるまでのスケジュールを表に整理してございますが、本議案につきましては、去る3月10日開催の第436回委員会において、県から海区漁場計画の案を御説明いただき、その計画案を公聴会において意見を聴く案件とすることに御決定いただいたところでございます。

前回委員会の第3号議案の資料をお持ちいただいているかと思いますが、諮問のございました海区漁場計画の案につきましては、本年8月31日で免許の有効期間が満了となります共同漁業権と区画漁業権の一斉切替え等に係るものでございます。共同漁業権は、第一種、第二種併せて92件、区画漁業権は、同様に第一種、第二種併せて136件の計画となっておりますが、この計画案につきまして、先ほど委員会として答申するに当たって必要な公聴会を開催いたしましたところ、利害関係者等からの意見等の公述はございませんでした。

これまでの経過につきましては、以上となります。県から諮問のございました海区漁場計画の案につきまして、よろしく御審議をお願いいたします。

大井会長

ただ今、第1号議案について事務局から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

(「ありません」の声)

大井会長

御意見等なければ、お諮りをいたします。第1号議案について、知事からの諮問に対し異議がない旨、答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、異議がない旨、答申することに決定をいたします。

第1号議案終了

大井会長

続きまして、第2号議案でございます。「岩手県資源管理方針の変更について(諮問)」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

前川事務局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、水色の表紙の資料を御準備願います。

第2号議案「岩手県資源管理方針の変更について(諮問)」の要旨、岩手県知事から、漁業法第14条第9項の規定により、岩手県資源管理方針の変更を行うに当たり、同条第

10項で準用する同条第4項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、本議案に関連します漁業法の規定について御説明しますので、資料の8ページを御覧願います。一番後ろになります。8ページ、下から5行目の第14条第9項になりますが、「都道府県知事は、前項の場合を除くほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、都道府県資源管理方針について検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。」と規定されております。方針を変更する場合には、次の第10項に準用規定が設けられておりまして、第4項の「都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」という規定が適用されますことから、この規定に基づいて、今般、県の資源管理方針を変更するに当たり、知事から諮問があったものでございます。

それでは、1ページを御覧願います。令和5年4月14日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、「岩手県資源管理方針の変更について（諮問）」。本文には、先ほど御説明しました方針を変更する漁業法の根拠規定と委員会への諮問規定が記載され、結びに「貴委員会の意見を求めます。」となっております。

なお、岩手県資源管理方針の変更の内容につきましては、2ページ以降に資料を添付しておりますので、詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

平嶋特命課長

それでは、第2号議案「岩手県資源管理方針の変更について」、御説明いたします。今回諮問させていただく資源管理方針の変更内容は、「ひらめ太平洋北部系群」において資源評価の手法が変更されたことを踏まえて、方針を一部変更しようとするものでございます。

国では、令和2年度から資源評価の対象魚種の拡大と数量管理を基本とする資源管理システムの推進に取り組んでおります。本県における重要な水産資源のうち、特定水産資源、すなわちTAC対象資源ですけれども、これ以外の魚種に関する資源管理の方向性については、岩手県資源管理方針の別紙2に定めているところでございますが、今般、同方針の別紙2-7に定める「ひらめ太平洋北部系群」において、資源評価の手法が変更されたことを踏まえて、方針を一部変更しようとするものでございます。

変更の内容について、御説明いたします。資料6ページの新旧対照表を御覧ください。変更部分の一つ目は、第2の資源管理の方向性の部分でございます。右側の現行の欄を御覧ください。太字下線部を読み上げますが、「国が行う資源評価における高位の資源水準を維持する。なお、MSYベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資

源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。」と定めてございます。

「ひらめ太平洋北部系群」のこれまでの資源評価では、資源量を維持すべき最低限の基準を定め、この基準を下回らないよう維持・管理する方法が採用されておりましたが、MSY、これは最大持続生産量と訳されますけれども、将来的に資源を減らすことなく獲り続けることができる最大の漁獲量、これで資源を評価できるようになった場合には、当該評価による指標を資源管理の方向性とするとして定めておりました。

改正後の資源管理方針として、左側の改正後の欄を御覧ください。同じく、下線部を読み上げますが、「国が行う資源評価において判断される親魚資源量を、提案された目標管理基準値案に維持する。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。」となっております。

今般、「ひらめ太平洋北部系群」では、先ほど御説明したMSYベースでの資源評価が公表され、目標管理基準値案として数値指標がなされるようになり、これを今後、資源管理の目標が定められるまでの間、用いることとする改正案に変更するものでございます。このことで、資源に悪影響を与えない範囲で最大限その資源を利用するという考え方のもと、獲り残すべき資源量を目標管理基準値として定める評価方法で管理する方向性を定めたものとなっております。

変更部分のもう一つは、第3の漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項でございます。右側の現行欄では、「当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。」とされておりましたが、資源評価がこういった形で行えるようになりましたので、削除するというものです。

説明は以上となりますが、今回の変更にあたり、諮問内容の変更を伴わない字句の修正につきましては、県に御一任いただくようお願いいたします。よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

大井会長

はい、ありがとうございます。ただ今、第2号議案について事務局及び県から説明がありました。これにつきまして委員の皆様から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

大井会長

ございませんか。

(「ありません」の声)

大井会長

御意見等がなければ、お諮りをいたします。第2号議案について、異議がない旨、答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、県に一任するこ

とに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、全員賛成ですので、異議がない旨、答申することに決定をいたします。

第2号議案終了

大井会長

続きまして、第3号議案でございます。これは、「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

前川事務局長

それでは、第3号議案について御説明いたしますので、黄色の表紙の資料を御準備願います。

第3号議案「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」。要旨、岩手県知事から、岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第4条第1項第1号、第2号及び第15号に掲げる知事許可漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を定めるに当たり、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります県漁業調整規則及び漁業法の規定につきましては、資料の15ページから17ページにかけて抜粋して整理してございます。最初に15ページをお開き願います。関係する箇所を太字として、下線を引いて表記しておりますが、今回の制限措置等を定めようとする漁業は、県漁業調整規則第4条第1項第1号のあわび漁業、第2号のなまこ漁業、それから第15号の小型定置網漁業の3つの漁業となります。

また、制限措置として定める項目等につきましては、16ページと17ページに抜粋して整理してございますが、これまでも知事からの諮問の都度、規定の内容を説明させていただいておりましたので、ここでの改めての確認は省略させていただきます。

それでは、1ページを御覧願います。令和5年4月13日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」。その後の本文につきましては、諮問の根拠法令・関係条項が記載され、結びに「貴委員会の意見を求めます。」となっております。

2ページ以降に、漁業ごとの制限措置の内容等の資料を添付しておりますが、その詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

太田漁業調整課長

水産振興課でございます。それでは、第3号議案「知事許可漁業の制限措置等」につきまして、御説明させていただきます。以降、着座にて失礼いたします。

先ず初めに、資料の13ページ、知事許可漁業の制限措置等の設定についてをお開き願

います。知事許可漁業の許可申請の募集に当たりましては、許可すべき船舶の数など、上段の表の着色した項目を制限措置として定め、その内容を予め公示することとされており、

次のページをお開き願います。今回お諮りしますのは、上段の表、「操業区域を共同漁業権区域内とする知事許可漁業の種類」の中で着色しております、2のあわび漁業、3のなまこ漁業、5の小型定置網漁業でございます。

今回の諮問の対象となります漁業に係る制限措置について、御説明いたします。同じページに記載しております、2の制限措置のうち「許可及び起業の認可をすべき船舶等の数について」を御覧ください。

先ず、(1)「操業区域を漁業権区域内とするあわび漁業及びなまこ漁業」でございますが、アの「繁殖期あわび漁業」につきましては、種苗生産用のあわびの親個体を採捕することを目的として、禁漁期間中に操業を行うものでございます。種苗生産を実施している業界団体等の意見を踏まえ、宮古管内で2件、大船渡管内で2件の計4件の許可枠を公示しようとするものでございます。資料2ページから5ページに公示案を示しております。

続きまして、同じ14ページのイ、「繁殖期なまこ漁業」につきましては、こちらは種苗生産用のなまこの親個体の採捕を目的とするもので、宮古管内2件の許可枠を公示しようとするものでございます。こちらにつきましては、資料6ページから7ページに公示案を示しております。

続きまして、(2)「知事許可の小型定置網漁業」について御説明いたします。当該漁業につきましては、令和5年8月31日に許可の有効期間が満了することから、現在の許可件数を基準とし、要望調査の結果を踏まえて、久慈管内3件、宮古管内5件の計8件の許可枠を公示しようとするものです。なお、当該漁業の制限措置につきましては、今回の満了更新に当たり、内容の変更を伴わない記載内容の見直しを行うこととしております。資料8ページから12ページに公示案を示しておりますが、例としまして8ページを御覧ください。8ページの表の左から4列目、操業区域につきましては、これまで「第二種共同漁業権の免許区域内」と定めておりましたが、国からの指導に基づきまして、より明確な表現に改めるため、操業区域を緯度経度による表記としております。また、同じ表の右から2列目、漁業者の資格につきましては、これまで行政機関とその管轄区域による表記としておりましたが、こちらも分かりにくいという意見がございましたので、市町村表記に改めております。他7件についても同様の見直しを行っているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

大井会長

ありがとうございます。ただ今、第3号議案について事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がございましたら、御発

言をいただきたいと思います。

(「ありません」の声)

大井会長

御意見等なければ、お諮りをいたします。第3号議案について、異議ない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、異議ない旨、答申することに決定をいたします。

第3号議案終了

大井会長

次に、「その他」に移ります。委員の皆様方から、委員会で共有したい情報などございませんでしょうか。

(「ありません」の声)

大井会長

はい。県から、情報提供はございませんでしょうか。

太田漁業調整課長

それでは、水産振興課から一点ほど情報提供させていただきたいと思います。

資料は、お手元にですね、横長で表がありますホチキス止めの資料を使わせて、情報提供させていただきたいと思います。

既に、新聞報道等で御存じとは思いますが、令和5年度のくろまぐろ資源管理の取組につきまして、こちらは4月から始まったばかりではございますが、4月14日までの僅か半月でくろまぐろ大型魚の漁獲量が急激に積み上がりました。この件につきまして、委員の皆様は状況を御説明させていただきたいと思います。

お手元の配布資料1ページの表を御覧ください。こちらは、令和元年度から5年度におけるくろまぐろ大型魚、体重で30キロ以上のまぐろになりますが、こちらの例年の4月と5月の漁獲量を示したものでございますが、脚注にありますとおり、令和5年度につきましては、4月14日までの実績となっているところでございます。なお、4月14日の市場の水揚報告というものは、新聞報道等の数字はですね、ワタを抜いた、内臓を抜いた魚の体重の集計であったため、こちらは原魚換算をしているところなので、新聞報道等にありました数字よりも実績というものが増えてございます。この表に示すとおり、令和元年度から4年度にかけては、4月と5月は大型魚の水揚というものが殆どないという状態であったものの、今年度は約半月で50トンを超える漁獲実績となっているところでございます。

続きまして、資料2ページのグラフを御覧ください。こちらは、今年度の4月1日から14日までの大型魚の水揚げを棒グラフとして示してございます。また、グラフの中に点線が3本ございますが、一番下の点線が知事管理漁獲可能量、本県向けに国から示されている漁獲可能量ですが、こちらの7割に相当するものになっております。県の資源管理方針によりますと、この漁獲量の急激な積み上がりを避けるために、知事から指導する際の基準ということで定められているラインでございまして、下から2番目の点線につきましては、資料の右端に配分量として52.1トンという記載がございまして、こちらは資源管理方針によります県の留保枠、国から示された漁獲量の5パーセント相当でございまして、これを除きまして県内の定置網及びはえ縄に配分する漁獲量となっております。一番上が、県の留保分を含みまして国から示されている本県向けの漁獲可能量となっているところでございまして、こちらのグラフから分かりますとおり、14日の段階で県内漁業向けの配分量の99パーセントまで達しているということで、急遽、定置網漁業者の方に対しましては、くろまぐろ大型魚の自主的な全数放流をお願いしているところでございまして、この水揚げがありました翌日15日には、県の定置漁業協会の理事の方を対象に臨時会議を開催させていただきまして、この水揚げの自粛を要請した経過の御説明とともに、当面の自粛の継続と今後の対応につきまして御意見をいただいていたところでございまして。

次に、資料3ページのグラフを御覧ください。こちらは、4月21日付で国から大型魚の追加配分枠として6.7トンが示されましたので、こちらを加算しました岩手県での漁獲可能量、これを先ほどの上限の点線に替えて赤い点線として示したものでございまして。この赤い点線で示した漁獲可能量と14日までの実績との差、これがおおよそ10トンとなります。今後、他県からの融通などが成立しない場合ですね、約この10トン定置網とはえ縄漁業で利用していくこととなります。今後どのように、これを県内で配分していくのか、また、水揚げの再開時期と併せて、関係者の皆様と御協議させていただくこととなります。

なお、今週の27日には、こういう状況を受けまして、県内の定置網業者の方を対象に説明会を開催することとしておりまして、昨日付で会議の案内をそれぞれの方に御連絡を差し上げたところでございまして、県からの情報提供としては、以上でございまして。

大井会長

説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。

(菅野委員、「はい」の発声)

大井会長

はい、どうぞ。

菅野委員

岩手県では、このまぐろの豊漁、時季外れの豊漁をどういうふうに分りなされているんですか。

太田漁業調整課長

くろまぐろのように、県内だけではなくて広域を回遊する魚の資源量ですとか、来遊のパターンというのは、県の試験研究機関等では直接の研究はしていないので、国から今後色々報告等いただきまして、状況等は分析したいとは思っているところでございます。

菅野委員

宮城県とか青森県の状況はどうですか。

太田漁業調整課長

青森県の情報は、まだ、手元にはないんですが、宮城県につきましても、やはり大型魚の定置網への大量入網ってというのは続いているようでございまして、岩手県と同じく漁獲枠の上限まで達している定置網が多いということで、問題になっているというふうに聞いております。

大井会長

よろしいですか。

菅野委員

はい。

大井会長

その他、ございませんか。

(平井委員、「はい」の発声)

大井会長

はい、どうぞ。

平井委員

これ、管理年度って、何時まで。

太田漁業調整課長

通常の年度と同じですと、4月1日から始まりまして翌年の3月31日まででございます。

平井委員

ということは、新年度の4月でこんな状況なんですよ。これ、定置の漁業者さんに全数放流お願いするにしても、多分、まぐろだけ放流っていうのはなかなか難しいんだと思うんですけども、そうすると他の漁獲物、漁獲金額にも相当な影響が、まだ11カ月あるんですよ。それって、何か手立ってっていうか、資金的なサポートも含めて、行政的なサポートも含めてですけど、県の方としては何かお考えなんでしょうか。

太田漁業調整課長

くろまぐろの資源管理につきましては、かなり内容としては強度が強いものでございますので、管理制度が始まった段階から漁業共済の中でくろまぐろの資源管理に取り組んでいただいている方については、共済の方の特約ということで、損失分の補填という

ものが通常の共済よりも手厚くなっているというところがございます。後は、金額的には定額制になっておりまして、なかなか問題ではございますが、逃がすことに対しての
人件費等については国からの補助がありますので、そういったものを御利用いただいで
いる状況でございます。

大井会長

よろしいでしょうか。

平井委員

はい。

(三田地委員、「一つ、お願いします」の発声)

大井会長

はい、どうぞ。

三田地委員

この数量については、何ともならないということが、我々もそう思っているわけ
でございますが、この間、定置協会の方でも4月15日に宮古で、県からの説明を受けまし
た。それで、何か期待があるかなあと思ったが、ほとんど先ず、これは国際的な問題で
あるので、日本だけでの判断では何ともならないということの説明を受けました。我々
も何とかできないかなあとは、心に思っているわけです。昨年の後半にもですね、12月
から1月かけて、昨年の終了の時、100キロ以上のまぐろが揚がったわけでございます。
それで、放流をせよということでやったわけですが、ほとんど死んだと、放流つつうんだ
か、これはもう投げろつつう格好で、漁師たちは判断しているわけなんです、そこら
辺が何とかならないかなあと考えてですね、新年度は、私の方でも獲れた場合は多少の
違反は覚悟で揚げろという、私個人の意見はありましたが、これはですね、漁業共済で
やっている積立プラス、これはまぐろの関係のことに繋がりがあられるわけですから、
万が一、これをオーバーした場合はそれに大きな影響を与えるということの要望も受け
まして、これが積立プラスに影響すると大変なことになりますので。

ほかの方の魚でも、これはたくさん獲れてるのがあられるわけなんです、さけのような
金額を水揚げできないという、岩手県内の定置漁業のこれが一番の問題なわけですね。
ですから、さけでも帰ってくればいいんですが、私は、大漁がですね、昭和の50年半ば
辺りから、さけが獲れたったわけですね。そして20年くらいは獲れたったんですが、
その状況とですね、現在では、海水温の状況等、これが私は一番影響してですね、
小さいさばとか色んなものが春に来るものですから、春に来るということは、
丁度、さけ稚魚の放流時期に当たるものから、それが食害によって生残率が
低くなっているというのではないかと、私は考えております。ですから、そこら
辺をですね、取り敢えず自然環境の変化が大きいものから、それ以外の物
であれば20年くらい経てば、また回復するかなあとは考えてるんですけ
ども、私は、さけの場合は、岩手県の場合は無理だなあと考えて
おります。色々、県の方からの指導によりまして、さけの稚魚の大型化を進めて

放流という計画もある訳なんですけど、これを大型化にしてもですね、特に、春になって春ますが獲れる、その時、獲れ始めたら、春ますの胃の中にはいさだが一杯入ったんですが、そして、いさだが見えなくなったら、今度は、いわしが来ているんです。その胃の中には、今度はいわしが入ったということですね、これはもう大変なことだなあと思っておりますので、何とか数量をですね、6.7トンの、これに対してのプラス10トンという説明を、今、受けました。そして、後は他県からの見込みということですが、既に4月15日に定置協会に話もあって、県の方でも他県の方には要望していると思うんですが、そこら辺の見込みがですね、昨年も若干のプラスはあったわけですが、数量的にはほとんど大型まぐろの場合には、あまり、それこそプラスにならなかったという印象もあるものですから、何とかそこら辺をですね、強く要望して、このまぐろを何とか獲らせていただくような施策を講じていただきたいというのが、漁民の願いだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

太田漁業調整課長

御意見、ありがとうございました。先ず、くろまぐろの増枠でございますが、国の方では基本的には年に2回、大型魚から小型魚への振替え等について、後は、他県からの融通についての意向調査というのがございます。先ず、そういうものには積極的に手を挙げて、他県からなるべく多くの魚を融通してもらえ努力をいたしますとともに、国に対しても大型魚の漁獲枠の増大については粘り強く要望を続けていくということで、今現在、そういう準備をしているところでございます。

大井会長

後、ございませんか。

(湊委員、「はい」の発声)

湊委員

今年度はもう、大体、決まったようなもんなんですけど、来年以降のことは、どのように考えているのか。前のように各定置に大型魚を配分するのかなど。今年なんか特に、1ヶ続の網でほとんど獲ってしまったもんですからね、来年度のことをどのように考えているのか、ちょっと、お聞かせいただければと思います。

太田漁業調整課長

来年度の大型魚の漁獲方法についてでございますが、こちらにつきましては、今週、また定置の方々に説明会を開催して、情報を説明させていただいた後で、どのような形にしていくのか、御意見を基にして考えていきたいと思っておりますが、15日の理事の方を集めた臨時会議の中でも、オリンピック方式というのは、ちょっとこれから先、どうだろうという御意見もありましたので、そういった部分を反映させていただきまして、漁期が12カ月ありますので、その中で大型魚を長い期間にわたって漁獲できるような機会というものをとれるような形を考えていきたいと思っております。

大井会長

後、ございませんか。

(発言なし)

大井会長

それでは、これで、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて委員会を閉会といたします。皆様、大変、御苦勞様でございます。御協力、ありがとうございました。

終了 (午後 2時30分)
